

議案第 4 1 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員^ニの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員^ニの給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 2 2 条の 2 第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 2 4 条第 1 項中「、第 1 8 条第 2 項及び第 1 9 条」を「から第 1 9 条ま

で」に改める。

第27条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

附則第12項（見出しを含む。）中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和56年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条の3中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和40年日出町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下第2条」を「次条」に改める。

第9条第1項中「第16条第1項第2号」を「第16条第1項第1号」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月

31日」に改める。

(1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年日出町条例第9号）附則第3項

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年日出町条例第6号）附則第4項

第6条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年日出町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成36年3月31日までの間」を「令和6年3月31日までの間」に改め、同項の表中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「平成35年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例附則第12項の改正規定並びに

第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）

第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職

した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第22条第1項及び第4項、第22条の2第2号（同条例第23条第5項及び第27条第7項において準用する場合を含む。）、第23条第1項及び第2項第1号並びに第27条第6項、第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条及び第14条並びに第3条の規定による改正後の日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条及び第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等に係る規定等について改正したいので提出する。